

庁議事案書

日付	令和7年10月15日（水）	会議種別	政策会議
事案名称	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部改正の考え方（素案）について		

1. 事案の概要

提案理由 取り組み内容	本市では、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進することを目的として、平成28（2016）年4月から「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」を施行し、「地域コミュニティ制度」を開始しています。 制度開始から10年目を迎えた現在、各地区の『まちぢから協議会』では様々な活動が展開され、制度の目的である市民主体のまちづくりに向けて成果が表れている一方、活動を継続する上での課題も顕在化しています。 今後の人口減少期において、まちの活力を創出していくためには、制度上の課題を解消し、将来に渡り、『まちぢから協議会』の活動を継続させていくことが必要であることから、制度検証（市民へのヒアリングやアンケートの実施等）や「地域コミュニティ審議会」からの答申を踏まえ、条例の一部改正を行います。
審議事案等	「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」第2条第2項第2号に規定した「認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていること」という認定基準の見直し（条例の一部改正）について

2. 行政計画等との関係

(1)茅ヶ崎市総合計画					
主たる政策目標	将来都市像の実現に向けた行政経営				
関連する政策目標					
(2)その他関連計画					
(3)関係法令	地方自治法、茅ヶ崎市自治基本条例				

事案担当	くらし安心部市民自治推進課	内線	2411
関係部課			

政策会議結果報告書

1 開催日	令和7年10月15日（水）
2 件名	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部改正の考え方（素案）について
3 事案担当	くらし安心部市民自治推進課
4 関係部課	
5 出席者	☒ 市長 ☒ 副市長 ☒ 副市長 ☒ 教育長 ☒ 病院事業管理者 ☒ 出席 ☐ 欠席
6 説明者	くらし安心部長、市民自治推進課長、主幹地域自治担当
7 会議結果	本案件については、資料を一部修正することで承認される。
8 主な意見等	* 確認であるが、全て自治会が構成員となっていなくても、まちぢから協議会を認定することができるということか。【市長】 → 仰るとおりです。 * まちぢから協議会に参加していない自治会にも情報の共有ができるのか。【塩崎副市長】 → 現在まちぢから協議会を立ち上げていない区域は、準備会を立ち上げていただいています。また、自治会連合会を通して連携しており、回覧やアンケート等で情報を共有していると把握しています。 * 8 ページに「(3) 認定基準の見直し内容」について、「原則」を表記する場所を修正した方がよいのではないか。【岸副市長】 → 表現を修正します。 * まちぢから協議会に参加しない自治会が出てくると回りの住民の負担が増加するのではないか。また、参加しない自治会にも情報が共有されることの担保はどのようにするのか。【岸副市長】 → まちぢから協議会の認定時には、審議会の諮問答申があります。その際に地域からの申請書と規約の提出があるので、規約に協議会に入らない地域への情報発信を担保していただくよう記載してもらうことも必要だと考えています。

＊ マンションの自治会が発足しない場合は、マンションの住民が当該地域の自治会に個別に入ることもできるのではないか。【塩崎副市長】

→ 仰るとおりです。

＊ 所属する自治会がまちぢから協議会の構成員ではなくなったが、地域活動に積極的に関わりたいという個人がいた場合は当該地区のまちぢから協議会の活動に参加できるのか。【市長】

→ 可能です。

＊ 本案件はまちぢから協議会の認定基準を柔軟に考えるということによいか。【塩崎副市長】

→ 仰るとおりです。

＊ これまでにまちぢから協議会の構成員から抜きたいという自治会はあったか。【市長】

→ 自治会の分離等をするような話を聞いたことはありますが、分離する自治会がまちぢから協議会の構成員に入るかはその時でないと分かりません。また、新たに自治会を立ち上げるという動きがあった地域も聞いたことがありますが、その際はまちぢから協議会には入らないという話だったと聞いています。